

令和 年 月 日

保護者様

柏原市立柏原小学校

校長 久保 優

出席停止についてのお知らせ

お子様が現在かかっておられる病気は、学校保健安全法で定められている学校感染症ですので、出席停止の扱いとなります。

医師の診察の結果、登校を許可されるまで学校を休み、回復に専念してください。なお、登校されます時は、下記の用紙を学校まで提出していただきますようよろしくお願いいたします。(記入は保護者の方です。医療機関の証明は不要です。)

1 学年・組 _____ 年 _____ 組

2 氏名 _____

3 出席停止の理由 _____

4 出席停止の期間 令和 年 月 日より
医師が登校を許可する日まで

----- き り と り せ ん -----

登校許可証明書 (保護者が記入)

_____ 年 _____ 組 氏名 _____

治癒したため、 _____ 月 _____ 日より登校を許可されました。

病名： _____

診断を受けた病院名： _____

令和 年 月 日 保護者氏名： _____ 印

*保護者の方がご記入ください。(保護者→担任→保健室)

＜出席停止となる感染症について＞

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで 左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ＜H5N1＞を除く）	<u>発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで</u> <u>（未就学児は3日を経過するまで）</u>
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	<u>腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</u>
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐痢症など）	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

（平成24年 学校保健安全法施行規則改正により、下線部が変更となりました。）

※アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）は出席停止にはなりません。

※登校許可証について・・・登校許可証は病院によってお金がかかる場合があるので、本校では保護者記入の登校許可証を提出してもらっています。上記感染症にかかりましたら、学校までご連絡ください。登校許可証をお渡しします。保護者が記入し、登校の際担任へ提出ください。